

広報

稲生川

令和3年4月1日 No. 80

世界かんがい施設遺産



稲生川

〒034-0011
青森県十和田市稲生町1番36号
TEL (0176)
23-5066 (代表)
23-2494 (緊急時)
FAX 23-3940
E-mail: info@inaoigawa.or.jp

稲生川土地改良区

土地改良区の概況

令和3年4月1日現在

受益面積	組合員数	総代現在数	役員数	職員数
5,066ha	4,276名	64名	理事 16名 監事 3名	13名



100th Anniversary

水土里ネット稲生川は、令和3年度に普通水利組合設立100周年、翌年度に土地改良区設立70周年を迎えます。

カミのすむ山 十和田湖

光の冬物語 2020-2021

in 国立公園十和田湖十和田神社



(一社) 十和田奥入瀬観光機構/撮影：小山田邦哉
『十和田湖 光の冬物語 by FeStA LuCe』



国立公園十和田湖において令和2年11月18日から令和3年1月31日まで開催されたイベントです。十和田湖畔の乙女の像、十和田神社周辺の道のりを諸説語り継がれる十和田湖伝説をもとに、イルミネーションやプロジェクションマッピングを使い、神秘的な光で演出され、新しい光の物語を体感することができました。

当土地改良区では、十和田神社に毎年6月に一年の五穀豊穡と安全な通水を祈願し参拝を行っております。



総代会あいさつ

令和 3 年 3 月 9 日

理事長 丸 井 裕

本日は、令和 2 年度通常総代会を開催いたしたくご案内申し上げましたところ、総代の皆様におかれましては、年度末にもかかわらず、また、春作業に取りかかり始めの何かとお忙しい中をご出席頂きまして誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、日頃より当土地改良区の運営と、円滑な事業推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

先ずは、「新型コロナウイルス感染症」の収束が喫緊であることは世界共通の課題であり、早期収束に向け、皆様のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

また、様々な行事、大会、会議などが延期・中止になるという事態になり、それに対応すべくリモートワークというのも取り入れながら生活様式も一変した 1 年であったと思われま

本日の通常総代会についても感染防止対策の観点から本会場にしました。

さて、我が国の土地改良関係を見ますと、6,300 億円を確保できており、「防災・減災」を主に予算が見込まれ国土強靱化対策事業が加速化されます。

現場の問題には一早く調査、対応して参る所存ですので、総代皆様のお力添いを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

国では生活の向上を図るために「デジタル化」を積極的に推し進めております。農業も「デジタル化」により変化していく時代になってきたと思います。当区としても組合員の皆さんのお役に立てるようにこれからも努力していきたいと考えております。

本日の提出案件は本年度補正予算、定款、諸規程等の改正関連、土地関連、新年度用水計画、賦課金等含めた新年度予算など、合計 8 件でございます。全案件、慎重審議いただきまして、原案通り御議決、御決定を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。



総代会議長を務めた藤ヶ森総代



総代会の様子



答弁する丸井理事長

令和2年度 通常総代会

令和3年3月9日、サン・ロイヤルとわだ（十和田市）に於いて令和2年度通常総代会を開催したところ、総代現員数64名中62名の出席で、午後3時00分に開会され、藤ヶ森利昭総代（おいらせ町）を議長に選任、工藤文夫総代（十和田市）と野村法彦総代（十和田市）の両名を議事録記名人に選任し、下記の案件が慎重に審議された結果、提出された全案件が原案通り可決承認され、午後4時00分に閉会となりました。

なお、開催に際しては、マスクの着用、消毒、換気等、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じたうえで実施しております。

上 程 議 案

議 決 事 項

- 議案第1号 令和2年度収支補正予算について
- 議案第2号 特有財産管理規程の廃止について
- 議案第3号 地区管理委員会規程の一部改正について
- 議案第4号 定款の一部変更について
- 議案第5号 令和3年用水取水及び配水計画について
- 議案第6号 令和3年度賦課金の賦課徴収及び決済金について
- 議案第7号 土地譲渡（字明堂向）について
- 議案第8号 令和3年度収支予算について

令和3年度 収支予算書総括表

単位（円）

科 目	一般会計	発電事業特別会計	内部取引消去	合 計
土地改良事業収入	341,977,000			341,977,000
発電事業収入		30,000,000		30,000,000
附帯事業収入	200,000			200,000
基本財産運用収入	30,000			30,000
特定資産運用収入	136,000	2,000		138,000
補助金等収入	0			0
交付金収入	21,010,000			21,010,000
寄付金収入	0			0
雑 収 入	6,200,000	1,000		6,201,000
業務受託料収入	6,140,000			6,140,000
借入金収入	0			0
固定資産売却収入	160,000			160,000
他会計繰入金	12,117,000	800,000	△ 12,917,000	0
積立資産取崩収入	132,710,000	0		132,710,000
繰越金	128,100,000	0		128,100,000
収 入 計	648,780,000	30,803,000	△ 12,917,000	666,666,000
土地改良事業費支出	211,781,000			211,781,000
発電事業費		4,084,000		4,084,000
一般管理費支出	127,584,000	500,000		128,084,000
土地改良事業負担金支出	11,000,000			11,000,000
借入金返済支出	192,944,000			192,944,000
固定資産取得支出	3,160,000	200,000		3,360,000
国庫納付金支出		0		0
他会計繰出額	800,000	12,117,000	△ 12,917,000	0
積立資産積立支出	46,478,000	13,902,000		60,380,000
予備費	55,033,000			55,033,000
支 出 計	648,780,000	30,803,000	△ 12,917,000	666,666,000

令和 3 年度 賦課金・決済金 について

前期 賦課通知 令和 3 年 6 月 1 日 納入期限 令和 3 年 8 月 2 日 (白色の通知書です)
 後期 賦課通知 令和 3 年 6 月 1 日 納入期限 令和 3 年 12 月 24 日 (黄色の通知書です)

10 a 当り

区 域 名	賦 課 種 別 期 別 賦 課 区 域	経 常 賦 課 金	全 域 償 還 賦 課 金			地 区 管 理 賦 課 金				合 計 賦 課 金	前 年 度 比 増・(△)減	決 済 金		
			国 営 稻 坂 川 左 岸 償 還 金	県 営 かん ば い 償 還 金	後 期	全 域 賦 課 金		地 域 賦 課 金				共 通 管 理 費	地 区 管 理 費	合 計 決 済 金
			前 期	後 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
1 稲生川区域	全 域 の 田 (下 記 区 域 を 除 く)	3,300	2,200	699	500				6,699	△ 101	66,000	10,000	76,000	
	牛 泊 区 域	1,650	1,100	349	250				3,349	△ 51	33,000	5,000	38,000	
	段 ノ 台 区 域	660	440	139	100				1,339	△ 21	13,200	2,000	15,200	
	豊ヶ岡揚水機区域	3,300	2,200	699	500			1,300	7,999	△ 101	66,000	36,000	102,000	
	里ノ沢揚水機区域	3,300	2,200	699	500			1,200	7,899	△ 101	66,000	34,000	100,000	
	有 信 山 区 域	825			300				1,125	0	16,500	6,000	22,500	
2 深持用水区域	全 域 の 田	3,300	2,200	699	600				6,799	△ 101	66,000	12,000	78,000	
3 中 堰 区 域	全 域 の 田 (下 記 区 域 を 除 く)	3,300	2,200	699	1,500				7,699	△ 101	66,000	30,000	96,000	
	矢 神 揚 水 機 区 域	3,300	2,200	699	1,500			100	7,799	△ 101	66,000	32,000	68,000	
4 切田用水区域	全 域 の 田	3,300	2,200	699	800	300			7,299	△ 101	66,000	22,000	88,000	
5 元村用水区域	全 域 の 田	3,300	2,200	699	700	500			7,399	△ 101	66,000	24,000	90,000	
6 立 崎 区 域	全 域 の 田	3,300	2,200	699	1,200				7,399	△ 101	66,000	24,000	90,000	
7 一本木沢揚水機区域	全 域 の 田	3,300	2,200	699	1,900	300			8,399	△ 101	66,000	44,000	110,000	
8 沖山用水区域	全 域 の 田 (下 記 区 域 を 除 く)	3,300	2,200	699	1,500	300			7,999	△ 101	66,000	36,000	102,000	
	豊ヶ岡揚水機区域	3,300	2,200	699	1,500	300	700		8,699	△ 101	66,000	50,000	116,000	
9 古 里 区 域	全 域 の 田	3,300	2,200	699	1,500	500			8,199	△ 101	66,000	40,000	106,000	
10 七 百 区 域	全 域 の 田 (下 記 区 域 を 除 く)	3,300	2,200	699	1,500				7,699	△ 101	66,000	30,000	96,000	
	七 百 揚 水 機 区 域	3,300	2,200	699	1,500			1,000	8,699	△ 101	66,000	50,000	116,000	
11 東部三本木原区域	全 域 の 田	3,300	2,200	699	900				7,099	△ 101	66,000	18,000	84,000	
12 深 南 区 域	全 域 の 田	3,300	2,200	699	1,000				7,199	△ 101	66,000	20,000	86,000	
13 上北中部区域	全 域 の 田	3,300	2,200	699	2,500				8,699	△ 101	66,000	50,000	116,000	
納 入 期 限	前期：令和 3 年 8 月 2 日 後期：令和 3 年 12 月 24 日 ※自動口座引落日 前期：令和 3 年 7 月 12 日 後期：令和 3 年 12 月 10 日													
通 知 書 発 行 日	令和 3 年 6 月 1 日													
賦 課 基 準 地 積	令和 3 年 4 月 1 日現在の土地原簿記載面積により賦課する。ただし、加入地については、加入日現在の土地原簿記載による。													
徴 収 の 方 法	稲生川土地改良区理事長の発行する賦課金通知書による。													

地域調査により地区編入すべき土地があるときは10 a 当り30,000円の加入金を徴収する。
 国営償還金の賦課は、国営一括繰上償還した土地については賦課しない。
 賦課金通知書発行日前に農地転用等の申請があった場合の賦課金発行については、理事長に一任する。
 決済金の納入期限は納入通知書発行日から30日以内とする。

賦課金の自動振替をご利用ください

賦課金を口座振替にすると、金融機関へ行く手間がはぶけ、また納入忘れも防いで大変便利です。これまでのところ、組合員全体の約 4 割の方に口座振替をお申込みいただきしております。

多くの金融機関では、窓口納入の際に手数料がかかりますが、口座振替の場合は組合員の皆様からは手数料をいただいております。また、窓口納入を取りやめる金融機関もございますので、手続きがお済みでない方は、ぜひ口座振替への切替をご検討ください。

口座振替の流れ

- 改良区窓口でお申し込み
(J A ご利用の場合は J A の金融窓口でもお申し込みいただけます)
- ↓
- 毎年 6 月 1 日に賦課金通知書の発行
(ご自宅へ郵送されます)
- ↓
- お申し込みの口座から引落
- ↓
- 引落確認後、領収書の発行
(ご自宅へ郵送されます)



引落ができなかった場合

- 窓口納入用の用紙をご自宅へ送付
- ↓
- 改良区または金融機関の窓口で納入
(金融機関で納入の場合、手数料は組合員負担となります)

新規の口座振替の申し込みは、稲生川土地改良区の窓口または J A の金融窓口で受け付けています。申し込みには引落に使う通帳の口座番号と届出印が必要になります。以下の取扱可能金融機関に口座をお持ちであれば口座振替ができますので、口座振替の切替をご検討ください。

ただし、令和 3 年度の自動口座振替については申し込みを締め切っておりますので、あらかじめご了承ください。現在は令和 4 年度からの口座振替の受付をしております。

【取扱可能金融機関】

J A 十和田おいらせ、J A おいらせ、他県内各 J A
青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、ゆうちょ銀行

令和 3 年度より賦課金の口座振替については、収納代行を導入することとなりました。

既に口座振替を申し込んでいる方は、これまで通り口座振替がされますが、以下の点が変更になります。

- ① J A については、J A 十和田おいらせに収納代行を委託することとします。引落後、通帳には「稲生川賦課金」と印字されます。
- ② J A 以外の金融機関については、「株式会社 青森銀行」に代金収納業務を委託することとし、新たにゆうちょ銀行の口座からも口座振替ができるようになりました。こちらは引落後の通帳に「A G C 伊オイカギ」と印字されます。

賦課金の自動口座振替については、当区総務課経理係 (Tel.0176-23-5066) までお問い合わせください。

賦課金は土地改良区組織運営上、また事業遂行上必要な経費ですので、納入期限内に納入下さるようお願い致します。口座振替の引き落とし日は7月12日となりますので、お手数ですが、通帳残高の確認をお願い致します。

前期賦課金(白色の通知書)納入期限は8月2日です。

※令和3年度賦課金通知書は令和3年6月1日に郵送にて発行致しますが、もし通知書が届かない場合は当区総務課までご連絡下さい。
(納税組合に加入している場合は、代表者宛にまとめて送付致します。)

◎ 納 入 場 所

※金融機関の窓口にて賦課金を納入する場合、金融機関ごとに手数料が異なります。それぞれの機関の手数料を()内にまとめましたので、納入の際の参考にしてください。

十和田おいらせ農協 (50 円)、青森銀行 (0 円)、みちのく銀行 (50 円)、青い森信用金庫 (50 円)、青森県信用組合 (50 円)、稲生川土地改良区事務所 (0 円)

手数料はすべて1件あたり(税別)の金額です。

県外にお住まいの方で郵便局窓口での納入を希望する方は、払込取扱票を送付しますのでご連絡ください。(既に自動口座振替をご利用の方はそのまま口座振替をご利用下さい)

※今年度よりおいらせ農協では窓口での納入ができなくなりました。
おいらせ農協をご利用の場合は口座振替をご利用ください。(P5参照)

賦課金の自動口座振替をご利用の皆さんへ

令和3年度の賦課金の口座振替の振替日は以下のとおりです。

前期：令和3年7月12日(月)

後期：令和3年12月10日(金)

どちらも昨年より引落日が変更となっておりますので、ご注意ください。

滞納賦課金の対応について

賦課金の滞納は土地改良区の運営に大きな影響を与え、費用負担公平の原則が維持できなくなりますので、早期の納付にご協力ください。

納期限を過ぎると、本来納めるべき賦課額のほかに年14.6%の割合で延滞利息がかかります。また、納期限後60日以内に督促状が発送され、督促手数料(前期・後期共 300円)も加算されます。

滞納者の方については相談の機会を設けており、その結果、分割納入により、確実に滞納額を減らしている方がいる一方で、何も相談がないまま累積滞納額が増えていく方も多くおられます。当土地改良区では少しでも滞納の解消になるよう、ご提言をしたいので、相談をしていただく事をお願いいたします。

たび重なる催告にもかかわらず、納入いただけない方に対しては、やむを得ず、財産の差押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。【土地改良法第39条】

賦課金の納付相談については、当区総務課経理係(Tel.0176-23-5066)までご連絡をお願いします。

土地改良法の改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）に伴い、当土地改良区の施行方針を下記のとおり定め、定款・規約・諸規程類を整備済みとしております。

○ 施行方針及び諸規程の整備一覧

改正項目	義務・任意の別	施行方針	諸規程の整備			時期等
			定款	規約	その他	
I 准組合員制度						
賃借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに准組合員の資格を付与	任意	導入しない	—	—	—	令和元年6月7日 理事会議決
II 資格交替手続						
1 所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止（届出制の導入）	—	土地改良法第3条第2項	—	—	—	平成31年4月1日
2 農地中間管理機構が農地の賃借を行う場合の資格得喪通知の手続簡素化	—	土地改良法第43条第3項	—	—	—	平成31年4月1日
III 理事の資格要件						
理事の5分の3以上は原則として耕作者である組合員	義務	現状において理事の5分の3以上は耕作者である 土地改良法第18条第5項	—	—	—	平成31年4月1日
IV 利水調整規程						
利水調整規程を策定し、利水調整をルール化	義務	利水調整規程を制定済み	—	○	利水調整規程	令和元年8月7日 総代会議決
V 施設管理准組合員制度						
地域住民を構成員とする団体に施設管理准組合員の資格を付与	任意	導入しない	—	—	—	令和元年6月7日 理事会議決
VI 総代会制度						
1 総代会の設置要件を組合員200人超から100人超に引下げ	任意	組合員 4,276人 総代定数 65人	—	—	—	平成31年4月1日
2 総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止	義務	定款附属書総代選挙規程を制定済み（施行は令和4年度総選挙からの予定）	○	—	—	令和元年8月7日 総代会議決 （9月2日認可）
3 総代の書面・代理人による議決権行使を導入	任意	導入しない	—	—	—	平成31年3月5日 総代会議決
VII 土地改良区連合						
土地改良区連合の事業範囲を運営事務・附帯事業に拡大	任意	土地改良法第77条 該当なし	—	—	—	平成31年4月1日
VIII 決算関係書類						
収支決算書に加え、原則として貸借対照表を作成（決算関係書類の作成・公表）	義務	複式簿記を導入し、貸借対照表を作成済み	—	○	会計細則	平成31年4月1日
IX 員外監事						
監事のうち1人以上は原則として員外監事	義務 (例外は省令)	青森県土地改良事業団体連合会の会計指導員による指導監査 員外監事は導入しない	—	—	—	令和2年6月19日

組合員の皆様へのお願いについて

公共機関（市町・法務局等）で所有権移転等の手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ台帳等の修正は行われませんので必ず届出をお願いします。届出がなければ土地原簿の変更ができず、賦課金は従来の組合員への賦課となってしまいますので、ご注意ください。

届出の種類	申請の名称	注 意 点
農地の移動があったとき (売買・交換・贈与貸借契約及びその解除) 組合員の名義を変更するとき 組合員の住所が変わったとき	組合員の資格得喪通知書	組合員名は改良区からの郵便物の宛名で確認できますので、変更がないか、いま一度ご確認ください。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき	農地転用等の通知書 地区除外申請書 農地転用確約書	公共事業による買収の際は申請及び決済金について事業主体と十分協議のうえ手続きをお願いします。
土地改良施設用地を出入口等に使いたいとき 雨水や合併浄化槽処理水を水路に放流したいとき	他目的使用申請書	合併浄化槽処理排水の放流許可後、下水道へ切り替えた場合にも届出が必要になります。

賦課は毎年 4 月 1 日現在における土地原簿に記載してある土地の賦課地積を対象に行われますので、権利移動等がありましたら速やかに届出ください。また、不明な点がございましたら土地原簿の閲覧ができますのでご来所ください。

農地転用する場合は、土地改良法の規定により決済金の納付が義務付けられていますので、意見書を受け取る際に納付していただきます。なお、その場合、申請年度の翌年度より除外となりますので、当該年度の賦課金はそのまま賦課されます。

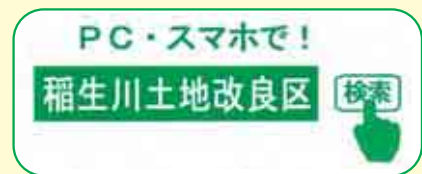
滞納されている土地を取得すると、土地改良法第 42 条（権利義務の継承及び決済）により新しい権利者（買った人）に支払いが義務付けられています。必ず売買するときは、「滞納」があるかどうか改良区へ問い合わせくださるようお願いいたします。また、競売の場合も同様の扱いとなりますのでご注意ください。

届出についての相談がありましたらお気軽にご相談ください。

稲生川土地改良区 総務課 TEL 0176-23-5066

※各種届出用紙は土地改良区窓口で準備しておりますので、印鑑等をご持参のうえ手続きをしてください。
また、各種届出用紙は稲生川土地改良区ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.inaogawa.or.jp>



就業時間のお知らせ

平 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
 休息・休憩時間 正午より午後 1 時まで
 土・日祝祭日 休 業



表 彰



青森県土地改良事業団体連合会 土地改良功労者表彰（役員 10 年の部）

中野渡 昇 理事 杉山 秀明 理事 山本 安博 理事 山端 誠一郎 理事

令和3年 配水計画

主要配水ブロック	5月																															6月	7月	8月	9月	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1~30	1~31	1~31	1~15	
矢神1・2・3・4									0.1								0.1																			
深持・北野芋久保									2.3										2.2																	
中楸幹線									0.2									0.1																		
切田幹線									0.8									0.7																		
元村幹線									1.8									1.7																		
元村支線									0.3									0.2																		
相内堰									0.4									0.3																		
第2葉山堰									0.1									0.1																		
元村堰									0.2									0.1																		
西裏堰									0.1									0.1																		
東裏堰									0.2									0.2																		
稲吉・前谷地									0.3									0.2																		
下平堰									0.1									0.1																		
北平第1									0.2									0.1																		
洞内堰									0.2									0.1																		
松山堰									0.1									0.1																		
立崎														0.8						0.7																
上北中部														1.4																						
一本木沢揚水機													1.2																							
里ノ沢・高清水									0.3									0.3																		
沖山幹線														0.9																						
豊ヶ岡揚水機																		0.9																		
古里																		0.1																		
堀切																		0.1																		
七百																		0.2																		
根古橋・七百揚水機																		0.5																		
向山用水路																		0.9																		
百石幹線																		1.9																		1.7
三沢幹線																		1.3																		1.2

ゴミ流し程度
除々に水量を増やす
配水量(m³/s) 代掻期
配水量(m³/s) 普通期

3~5日 幹線草刈りのため断水

16日 稲生川灯ろう流しのため断水

草刈りの際は刈った草を水路に落とさないように心掛け、フォークを置くなどし作業終了後、下流水路の確認をお願いします。

お知らせとお願い

- 台風、大雨、ゲリラ豪雨の天気予報時は減水又は断水を事前に行うことがあります。
- 断水後の通水は急激に水位が上がる場合がありますので、注意して下さい。
- 天候が回復しても奥入瀬川の増水及び濁水が原因で、取水が遅れる場合があります。
- 濁水時はポンプ劣化の原因となるため、ポンプ揚水はある程度時間を置いてから運転します。
- 7月3日～5日まで幹線草刈りのため断水となります。
- 中干し時期は、ほ場への引水状況を勘案しそれぞれの地域ごとに用水を調整します。
- 8月16日は、稲生川灯ろう流しのため断水（一部地域を除く）となります。
- 十和田湖周辺の雨量が少なく十和田湖水位の異常低下が予想される際は、節水となりますのでご協力をお願いします。
- 落水日は、8月の総代会にて落水時期をお知らせしていますので、総代もしくは事務局までお問い合わせ下さい。

通水、断水情報はホームページで確認できます。

稲生川土地改良区 検索



休日、夜間緊急連絡先
☎ 0176-23-2494 (終日)